

大崎町国土強靱化地域計画



令和3年2月
鹿児島県大崎町

目 次

ページ

第1章 町国土強靱化地域計画策定の趣旨，位置づけ	
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 町地域計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	
第1節 基本目標	3
第2節 事前に備えるべき目標	3
第3節 基本的な方針	3
第3章 地域の特性及び災害想定	
第1節 地域の特性	5
第2節 災害想定	6
第4章 脆弱性評価	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	10
第2節 脆弱性評価結果	12
第5章 町地域計画の推進方針	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	22
第2節 指標	32
第6章 町地域計画の推進	
第1節 町の他の計画等の必要な見直し	33
第2節 町地域計画の進捗管理	33

第1章 町国土強靱化地域計画策定の趣旨，位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

平成25年12月11日，大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて，国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために，「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下，「基本法」という。）が制定されるとともに，平成26年6月3日には「国土強靱化基本計画」（以下，「基本計画」という。）が定められた。

その後，基本計画は，近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ，平成30年12月に見直しが行われた。

鹿児島県においては，県の強靱化に関する施策を，国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら，国や県内市町村，民間事業者などの関係者相互の連携のもと，総合的，計画的に推進する指針として「鹿児島県地域強靱化計画」（以下，「県地域計画」という。）を平成28年3月に策定し，令和2年3月には基本計画の見直し等を踏まえ，県地域計画に基づき実施される関連事業について，達成目標，実施内容等を明示し，計画に位置づけることで「施策の見える化」を推進するなど県地域計画を見直し，地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとしている。

本町においても，これまでに取り組んできた防災・減災対策を念頭に，今後の本町の強靱化に関する施策を，国，県，民間事業者など関係者相互の連携のもと，大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず，いつまでも，「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた本町の強靱化を総合的，計画的に推進するための大崎町国土強靱化地域計画「以下，「町地域計画」という。）を策定するものである。

第2節 町地域計画の位置づけ

町地域計画は，基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定されるものであり，「第2次大崎町総合計画（全面改訂版）」及び現在策定中の「第3次大崎町総合計画」（以下，「町総合計画」という。）の内容を踏まえた上で，地域強靱化の観点から本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

町地域計画の計画期間は，令和2年度から令和7年度までとし，内容については，基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお，計画期間中であっても，施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ，必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

いかなる災害が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限に図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

第2節 事前に備えるべき目標

本町における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

- 1 地域強靱化の取り組み姿勢
 - (1) 町の強靱化を損なう本質的な原因として何が存在しているか吟味しつつ取り組む。
 - (2) 短期的な視点に抛らず、長期的な視野をもって計画的に取り組む。
 - (3) 地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高める。
 - (4) 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。
 - (5) 制度及び規則の適正なあり方を見据えながら取り組む。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (2) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- (1) 強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- (2) 既存の社会資本を有効に活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (3) 民間資金の積極的な活用を図る。
- (4) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- (5) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的使用を促進する。
- (6) 科学的知見に基づく研究開発の普及を図る。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 女性、高齢者、子ども、障がい者及び外国人等に十分に配慮して施策を講じる。
- (3) 地域の特性に応じて、環境との調和及び計画の維持に配慮するとともに、自然環境が有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図る。

第3章 地域の特性及び災害想定

第1節 地域の特性

1 大崎町の地勢

本町は、鹿児島県の東南部、大隅半島の東側に位置し、北部は鹿屋市、曾於市、東部は志布志市、南部は東串良町、西部は鹿屋市に囲まれ、面積100.67km²で、東西方向に約8km南北方向に約18kmと南北に長く、町の中央部を100mの等高線が通り、標高150mから200mの丘陵地帯である北部から、緩やかに勾配し、南部は広大な台地が広がっている。町の北部には山林、原野が多く、中間の台地には畑地が広がり、南部は志布志湾に注ぐ菱田川、田原川、持留川の3つの河川沿いに水田地帯が広がり、志布志湾に面する海岸は、日南海岸国定公園に指定され、約7kmの広大な白砂青松「くにの松原」が広がっている。

2 大崎町の気象特性と災害

全般に温暖多雨で、年間平均気温は17.7℃程度で、平均年間降水量は2,331mmとなっている。また、5月、6月、7月の梅雨期は集中豪雨に見舞われることがある。近年は特に、短期集中的な豪雨なども発生し、年間平均降水量の数分の一が数日間で降り注ぐこともあり、その都度、土砂災害や道路冠水による住宅被害や道路通行止めなどの発生が懸念される。

一方、夏から秋に毎年のように台風が襲来し、梅雨期等の集中豪雨と共に、倒木や土砂崩れなど強風や豪雨等は、多くの災害を引き起こす原因となっている。

3 総人口の推移と将来推計

本町の人口は、国勢調査によると、2010年に14,265人であった人口は、2015年には13,241人と急速に減少している。内訳を見ると、生産年齢人口については、2010年は56.03%、2015年は52.59%と減少傾向にあります。高齢人口については、2010年は32.18%、2015年は35.96%と増加傾向にある。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、本町の人口は2040年には7,836人と予測されており、その内訳は年少人口が10.97%、生産年齢人口が43.86%、高齢人口45.15%とされ、2035年までは生産年齢人口率は減少、高齢人口率は上昇し、年少人口率は横ばいで推移しますが、2035年以降は、すべての年齢区分割合が横ばいで推移することが予測されている。

なお、近年の人口動態の傾向としては、死亡数が出生数を上回る自然減と、転出数が転入数を上回る社会減が同時に進行しており、人口減少に拍車をかける状態となっている。

第2節 災害想定

1 風水害・土砂災害

風水害や土砂災害の主となる誘因の一つとして台風が挙げられる。気象庁ホームページによると、鹿児島県では、昭和26年から令和元年までに41回上陸している。これは、全国で1番目の上陸回数であり、接近数は年平均4.4回（平成22年から令和元年の平均値）である。

また、町内の土砂災害危険区域は、急傾斜崩壊危険地域が218箇所（警戒区域110箇所・特別区域108箇所）、土石流危険予想箇所が18箇所（警戒区域12箇所・特別区域6箇所）にも及び、大量の降水があった場合、町内のいたるところで土砂災害が発生する危険性がある。

2 地震・津波

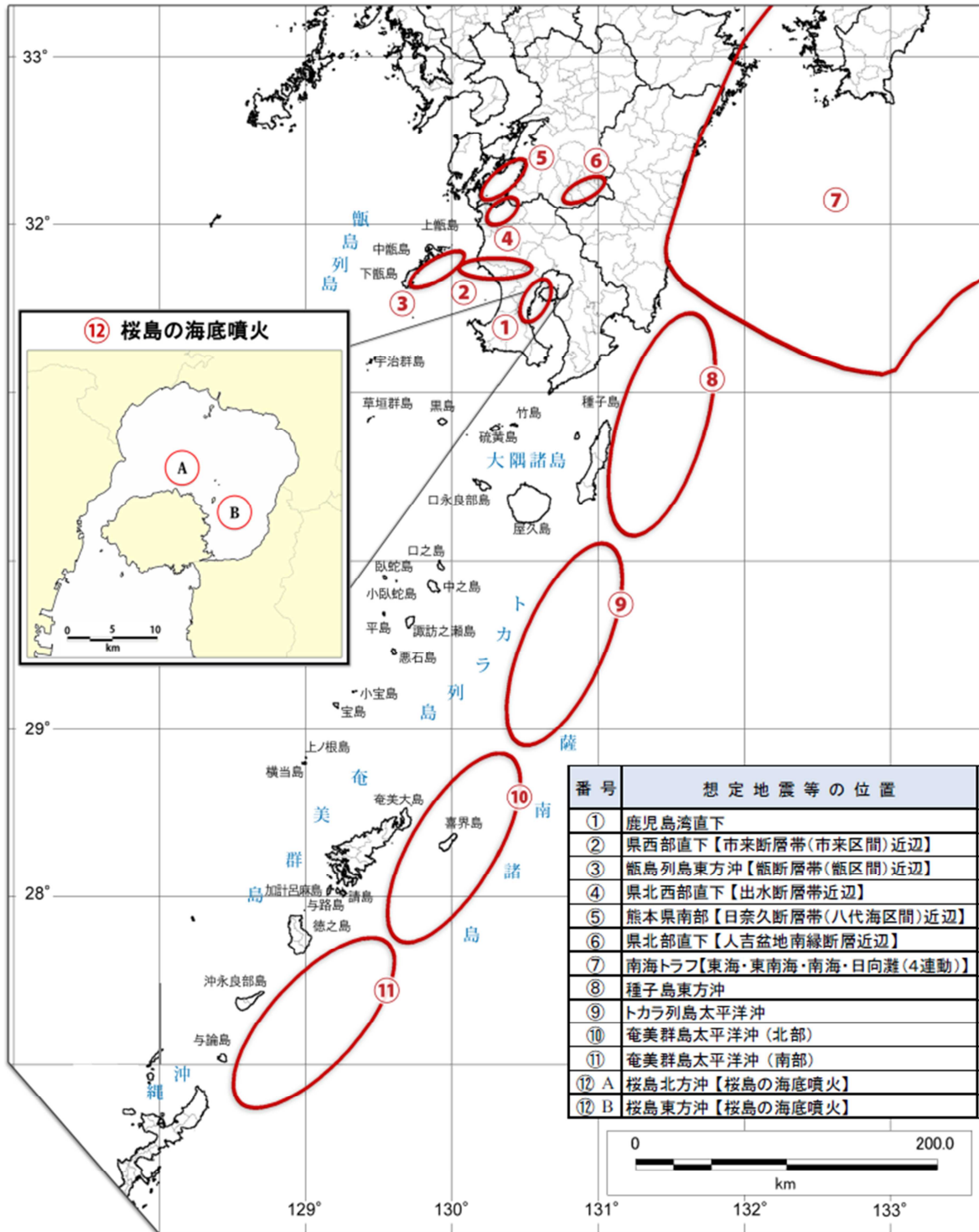
鹿児島県は、平成24年度から平成25年度にかけて県内に被害を及ぼす地震等災害被害予測調査を実施し、翌26年度に「鹿児島県地震等災害被害予測調査結果報告（平成26年）」を発表した。

これを踏まえ、本町においては、当該調査報告結果で示された想定地震等のうち、南海トラフ巨大地震が発生した場合、県の想定では、最大震度6弱の揺れと最大津波高7.32mの津波が発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されている。

また、種子島東方沖地震が発生した場合は、南海トラフ巨大地震と比較し、最大震度、最大津波高とも低いものの、県の被害予測調査では、南海トラフ巨大地震が発生した場合より、本町での被害は甚大となっている。

【災害想定】

項目	南海トラフ巨大地震	種子島東方沖地震	トカラ列島太平洋沖地震
最大震度	6弱	6弱	5弱
最大津波高	7.32m	4.66m	3.08m
津波到達時間	40分	30分	48分



資料：鹿児島県ホームページより引用

【被害想定】

本町においては、種子島東方沖地震発生時が、最も人的・物的被害等が大きくなる。

- ① 被害額 350億円
- ② 主な被害想定

(ア) 人的被害

項目	被害	内 訳				
		建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	その他
死者数	40人	-	-	40人	-	-
負傷者	90人	80人	-	10人	-	-

注1)「-」は、わずか

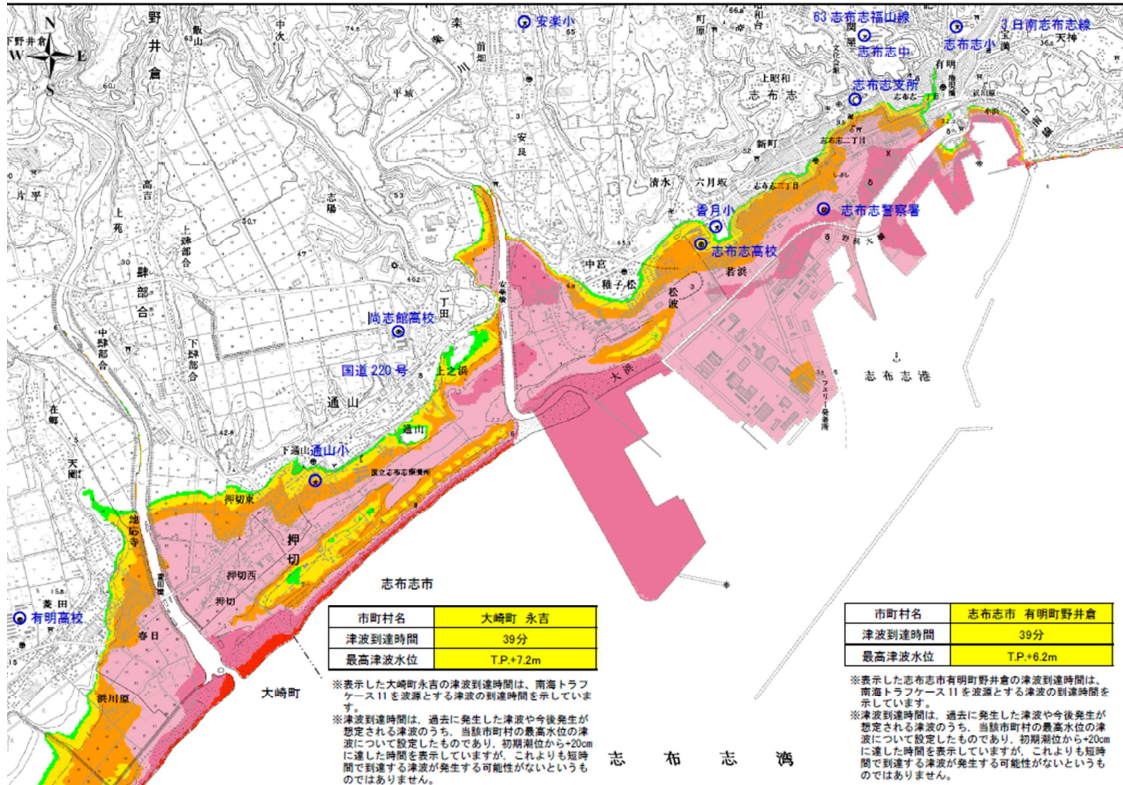
(イ) 物的被害

項目	被害	内 訳			
		液状化	揺れ	斜面崩壊	津波
建物全壊	340棟	310棟	30棟	-	-
建物半壊	1,400棟	890棟	530棟	10棟	10棟

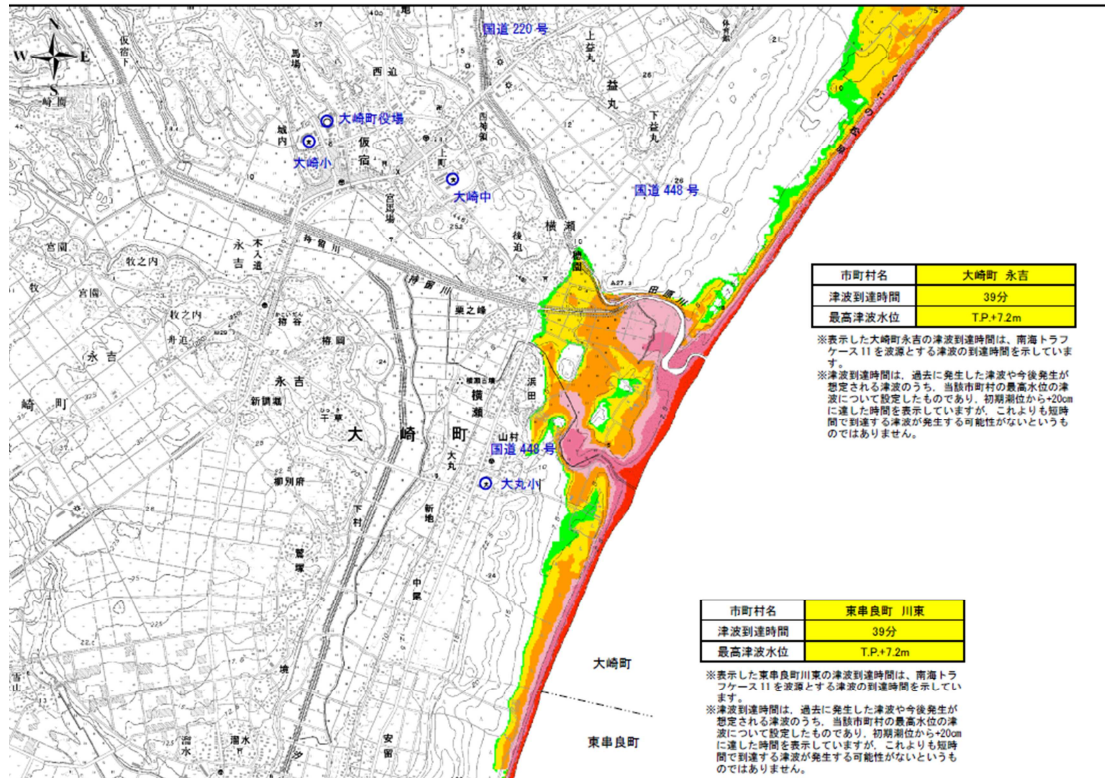
注
1)

「-」は、わずか

鹿児島県津波浸水想定 市町村別 大崎町～志布志市 (094/209)



鹿児島県津波浸水想定 市町村別 東串良町～大崎町 (093/209)



資料：鹿児島県ホームページより引用

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数の住民等が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	数日に及ぶ大雨又は短時間豪雨による居住地浸水の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料，飲料水，電力及び燃料等，生命に関わる物資，エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動勢力の決定的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，ライフラインの途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難所生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態悪化，関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員及び町施設等の被災による大幅な機能低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能低下
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能を停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助及び支援の遅延
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	物流機能等の大幅な低下
		5-3	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークの機能停止、石油・LPガス等の供給停滞
		6-2	水道、合併処理浄化槽等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害や二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地での大規模災害の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	地震による建造物等倒壊による、避難路又は緊急輸送路の閉塞などの交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散や、湾内への油脂類の流入
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興事業の停滞
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興の大幅な遅延
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興事業の停滞

第2節 脆弱性評価結果

26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

- ① 住宅・建築物の耐震化
大規模地震が発生した場合、住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。
また、大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の場所を特定し、宅地造成に伴う災害に対する住民等の理解を深める必要がある。
- ② 公共施設等の耐震化
発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。
- ③ 多数の者が利用する建築物の耐震化
大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。
- ④ 沿道建物の耐震化
大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-2 住宅密集地や不特定多数の住民等が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

防火対策の推進
大規模災害が発生した場合、住宅密集地や多数の住民等が集まる施設の火災による人的・物的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ① 避難場所等の確保、避難所の耐震化等
広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

- ② 津波避難計画等の住民周知等
大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがあるため、津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。
- ③ 災害時に備えた道路整備
災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、国道220号、国道269号、国道448号、県道、町道等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。
- ④ 道路復旧・復興等の取り組み
大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る必要がある。

1-4 数日に及ぶ大雨又は短時間豪雨による居住地浸水の発生

- ① 河川改修等の治水対策の推進
近年、気候変動による降水量の増加が懸念されており、地元の要望や必要性、緊要性などを総合的に判断しながら菱田川、持留川及び田原川流域の河川改修や寄洲除去など関係機関への要望や整備推進を図る必要がある。
- ② 防災情報の提供
豪雨による洪水が発生した場合、浸水により住民等の生命・財産に危害が生じる恐れがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報をさらに充実していく必要がある。また、洪水の激甚化に対して、円滑な警戒避難態勢の構築を図るため、菱田川、持留川及び田原川流域周辺住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ① 土砂災害対策の推進
近年の気候変動等の影響による集中豪雨や大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害発生リスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るため砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
- ② 治山事業の促進
豪雨や地震の増加によって林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。
- ③ 警戒避難態勢の整備等、土砂災害警戒区域等の周知
住民に対し、県が指定した土砂災害警戒区域等を明らかにし、当該地域における警戒避難態勢の整備等を行うため、土砂災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、防災行政無線等及び町ホームページ等による広報をさらに充実していく必要がある。

- ④ がけ地等に近接する危険住宅の移転促進
 がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料，飲料水，電力及び燃料等，生命に関わる物資，エネルギー供給の停止

- ① 水道施設の耐震化，応急給水体制の整備
 災害時等において水道施設が被災した場合，住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来す恐れがあることから，水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を推進する必要がある。既存の水道施設の重要度や優先度を考量し，計画的に耐震化に取り組む。また，水道施設の機能喪失に備え，応急給水体制も併せて整備の必要がある。
- ② 物資輸送ルートの確保
 大規模災害が発生した際，避難，受援及び輸送のための主要な道路が寸断され，被災地への食料・飲料水等，生命に関わる物資供給が長期間にわたって滞ることが想定されるため，道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに，既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策を確実に実施する必要がある。
- ③ 災害時に備えた道路整備（再掲 1-3-③）
 災害時の緊急輸送を円滑に行うため，東九州自動車道をはじめ，国道220号，国道269号，国道448号，県道，町道等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。
- ④ 備蓄物資の供給体制等の構築・強化
 町の備蓄物資や受援物資の備蓄（一時保管を含む。）場所，搬出入及び適正かつ迅速な配布方法について，町として職員に明示すべき業務実施要領を整備する必要がある。また，家庭や企業等においては，被害想定や冬期間の対応なども想定し，3日分の備蓄が奨励されていることから，自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- ⑤ 医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備
 町内の医療施設において，大規模災害発生時に医療用資機材及び医薬品等が不足する恐れがあるため，関係団体と災害時応援協定を締結し，供給体制の整備を図る必要がある。
- ⑥ 医療用資機材・医薬品等の備蓄
 大規模災害の発災初期には，救護に必要な医療用資機材及び医薬品等の流通確保が厳しくなる恐れがあるため，発災初動期（2日間分）についての備蓄が必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 孤立集落対策の推進
 道路の寸断による孤立集落が発生する可能性があり，長期間にわたる物資輸送の停滞を防止する必要がある。

② 物資輸送ルートの確保（再掲 2-1-②）

大規模災害が発生した際、避難、受援及び輸送のための主要な道路が寸断され、被災地への食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間にわたって滞ることが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ防災対策を確実に実施する必要がある。

③ 防災情報の提供（再掲 1-4-②）

豪雨による洪水が発生した場合、浸水により住民等の生命・財産に危害が生じる恐れがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報をさらに充実していく必要がある。また、洪水の激甚化に対して、円滑な警戒避難態勢の構築を図るため、菱田川、持留川及び田原川流域周辺住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動勢力の決定的不足

① 消防の体制強化

大規模災害発災時初期には、消防組織の能力を上回る火災、要救難事案及び救急輸送等の所要が同時に多発的に発生し、消防組織が劣勢になることが想定される。

本町は、大隅曾於地区消防組合を他の2市（曾於市・志布志市）と共同運営しているため、本町独自の力で常備消防の体制拡充を図ることは困難であるが、非常備消防である本町消防団員の募集強化、女性消防団員の一層の拡充及び消防力（施設・消防水利）等の強化に努める必要がある。

② 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制整備

県を通じて派遣要請を行い災害派遣医療チーム（DMAT）について、その活動拠点とし得る施設整備に努める必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、ライフラインの途絶による医療機能の麻痺

① 医療救護活動の体制整備

町内医療機関においては、大規模災害発生時に救護所等で活動する医療関係者の確保が必要となるため、曾於医師会立病院や他の医療機関と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

② 災害対応マニュアルなどの見直し

町内医療機関において、災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）を策定するとともに、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

③ 災害時に備えた道路整備（再掲 1-3-③）

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、国道220号、国道269号、国道448号、県道、町道等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

感染症の発生・蔓延防止

町内の医療機関は、5箇所ありますが、疫病や感染症が蔓延したときの体制が整っていない状況であることから、関係医療機関との連携による体制整備が必要である。

また、災害時においては速やかな防疫強化による感染症対策が重要であるとともに、平時から予防接種対象者が適切に接種を受けることができる体制づくり及び指定避難所の衛生管理に取り組む必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

① 避難所における感染症の流行やエコノミークラス症候群等への対策の推進

避難所生活での感染症流行やトイレ環境の悪化，エコノミークラス症候群やストレス性疾患の多発が起こらないよう，関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

② 災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制の整備

避難所等において，発災直後から被災者の健康状態の把握や感染症予防，メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに，県と連携し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員及び町施設等の被災による大幅な機能低下

① 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-②）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため，公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

② 電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断時等の非常時に，避難所における生活に必要な不可欠な電力や，防災拠点での災害応急対策の指揮，情報収集・伝達のための電力を確保する必要があるため，非常用発電機やその燃料の確保，太陽光発電やその他バイオマス発電施設等再生可能エネルギーの整備が必要である。

③ 業務継続計画（BCP）の作成等

業務継続体制を強化するため，町業務継続計画（BCP）を作成し，実効性の向上を図る必要がある。

④ 庁内LAN及び基幹系ネットワークに係る機器等の重複化

庁内LAN及び基幹系ネットワークにおいて，障害や災害による業務の停止を防止する観点から，機器や通信回線等の重複化や予備機の確保，遠隔地バックアップを実施する必要がある。

⑤ 教育施設の機能維持

学校教育施設の避難所としての機能を維持していくため、修繕が必要な箇所の改修や、旧式男女兼用トイレ及び災害時の外トイレの環境改善の改修等を行う必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能低下

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民に伝達できるよう、情報通信機能の複線化や情報システム、通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能を停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助及び支援の遅滞（教育）

① 情報伝達手段の多様化等

全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線等の既存の情報配信システムのみならず、町ホームページや一斉配信メール、各種SNSやコミュニティFMを利用した情報配信サービスの提供など、さらに充実させていく必要がある。

② 災害発生時の情報発信

災害発生時において、内外の正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、発進経路をシミュレーションしておく必要がある。

③ 住民への災害発生情報提供

住民への災害発生情報提供にあたり、町と自治公民館の自主防災組織などが連携して災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客や外国人等に対して正確な情報提供を可能な限り速やかに行う必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

① サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策の推進

大規模災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業活動等の停滞が想定されるため、道路等の防災、震災対策や洪水・土砂災害、津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

② 企業における事業継続計画（BCP）策定の支援

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町中小企業者の取り組みを促し、推進する必要がある。

5-2 物流機能等の大幅な低下

① 物資輸送ルートの確保（再掲 2-1-②）

大規模災害が発生した際、避難、受援及び輸送のための主要な道路が寸断され、被災地への食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間にわたって滞ることが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

② 災害時に備えた道路整備（再掲 1-3-③）

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、国道 220 号、国道 269 号、国道 448 号、県道、町道等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

① 備蓄物資の供給体制等の構築・強化（再掲 2-1-④）

町の備蓄物資や受援物資の備蓄（一時保管を含む。）場所、搬出入及び適正かつ迅速な配布方法について、町として職員に明示すべき業務実施要領を整備する必要がある。また、家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

② 緊急物資の輸送体制の強化

大規模災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水及び生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③ 物資輸送ルートの確保（再掲 2-1-②）

大規模災害が発生した際、避難、受援及び輸送のための主要な道路が寸断され、被災地への食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間にわたって滞ることが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワークの機能停止、石油、LPガス等の供給停滞

① 電力供給遮断時の電力確保（再掲 3-1-①）

電力供給遮断時等の非常時に、避難所における生活に必要な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報収集・伝達のための電力を確保するため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電やその他バイオマス発電施設等再生可能エネルギーの整備が必要である。

② 再生可能エネルギー等の導入促進

長期間にわたる電気の供給停止時も、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策が必要である。

③ 危険物取扱施設の安全対策強化

危険物取扱施設においては、大規模災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

④ 危険物取扱施設等の災害に備えた消防力の整備

危険物取扱施設及び高圧ガス設備を備えた施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになる恐れがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

6-2 水道、合併処理浄化槽等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化、応急給水体制の整備（再掲 2-1-①）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来す恐れがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。既存の水道施設の重要度や優先度を考量し、計画的に耐震化に取り組む。また、水道施設の機能喪失に備え、応急給水体制も併せて整備の必要がある。

② 下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が予想されるため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、大崎町公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しや訓練を実施し、ハードやソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

③ 浄化槽情報共有システム

大規模災害が発生した場合、浄化槽に被害がおよび長期間にわたり機能を停止する恐れがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の伝達、仮設トイレの設置状況の把握等に利する浄化槽情報共有システムの活用及び内容充実を図る必要がある。

④ し尿処理施設の機能強化

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災によりし尿処理に支障を来すことが想定されることから、劣化の進行が著しい機械・電気設備等の更新を行い、被害の発生を抑制し、影響を最小限に抑える必要がある。

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① 物資輸送ルートの確保（再掲 2-1-②）

大規模災害が発生した際、避難、受援及び輸送のための主要な道路が寸断され、被災地への食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間にわたって滞ることが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ防災対策を確実に実施する必要がある。

② 孤立集落対策の推進

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い、道路作りを推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害や二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 消防体制強化（再掲 2-3-①）

大規模災害発災時初期には、消防組織の能力を上回る火災、要救難事案及び救急輸送等の所要が同時に多発的に発生し、消防組織が劣勢になることが想定される。

本町は、大隅曾於地区消防組合を他の2市（曾於市・志布志市）と共同運営しているため、本町独自の力で常備消防の体制拡充を図ることは困難であるが、非常備消防である本町消防団員の募集強化、女性消防団員の一層の拡充及び消防力（施設・消防水利）等の強化に努める必要がある。

② 都市公園事業の推進・指導

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救助活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

7-2 地震による建造物等倒壊による、避難路又は緊急輸送路の閉塞、交通麻痺

沿道建物の耐震化（再掲 1-1-④）

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3 有害物質の大規模拡散や、湾内への油脂類の流入

① 危険物取扱施設等の災害に備えた消防力の整備（再掲 6-1-④）

危険物取扱施設及び高圧ガス設備を備えた施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになる恐れがあるため、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

② 有害物質の流出対策等の推進

大規模災害の発生に伴う有機物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、事業者等と連携して対応する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興事業の停滞

- ① 災害廃棄物処理計画の推進
建物の浸水や倒壊等により、大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、計測的に見直して処理の実効性向上に努める必要がある。
- ② スtockヤードの確保
大規模災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのStockヤードを確保する必要がある。
- ③ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上
大量の災害廃棄物によって、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難となることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協力の下、更なる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興の大幅な遅延

- ① 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成
大規模災害発生後に必要な道路復旧・復興等の停滞を防止するため、人材の確保を行う。また、建設関係技術者等の技能の伝承を促し、次世代の担い手の育成を行う必要がある。
- ② 次世代の産業の担い手確保のための移住プロジェクト
復旧・復興の担い手不足が懸念されるため、新たな担い手の確保・育成の観点から、就労希望者等の移住を促進する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興事業の停滞

コミュニティ強化の支援
災害が発生した時の住民の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。本町においては自治公民館活動の他、自主防災組織によるハザードマップ作成、地区防災計画策定、防災訓練及び防災教育を通じた地域づくりの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等、各種取り組みを充実させる必要がある。

第5章 町地域計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定め、想定する事業については別表1及び別表2のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化

住宅・建築物の倒壊などによる、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

また、大規模地震時に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地の調査等を実施し、住民の意識向上や滑動崩落の予防を図る。（建設課）

- 【主な取組】 ◇住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
 ◇住宅の耐震診断，耐震改修に対する助成等
 ◇大規模盛土造成地変動予測調査の実施

② 公共施設等の耐震化

公共施設等の被災による避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。（総務課・管理課・建設課・農林振興課・保健福祉課・社会教育課・企画調整課）

- 【主な取組】 ◇公共施設の耐震化
 ◇建築物耐震改修促進計画の推進

③ 多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物について耐震化を促進する。（総務課・管理課・建設課・農林振興課・保健福祉課・社会教育課・企画調整課）

- 【主な取組】 ◇公共施設の耐震化
 ◇建築物耐震改修促進計画の推進

④ 沿道建物の耐震化

沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。（建設課）

- 【主な取組】 ◇交通施設の耐震化
 ◇通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
 ◇建築物耐震改修促進計画の推進

<p>1-2 住宅密集地や不特定多数の住民等が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>防火対策の推進 大規模震災が発生した場合、住宅密集地や多数の住民等が集まる施設の火災による人的・物的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識向上を図る（総務課）</p>
<p>1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生</p>
<p>① 避難場所等の確保，避難所の耐震化等 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり，地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保，避難場所等の耐震化，情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供，火災予防・危険物事故防止等の取り組みを推進し，関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。（総務課）</p> <p>② 津波避難計画等の住民周知等 大規模津波等が発生した場合，建築物が損壊・浸水し，住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがあるため，津波避難計画・津波ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を推進する。（総務課）</p> <p>③ 災害時に備えた道路整備 災害時の救急搬送及び緊急輸送を円滑に行うため，東九州自動車道をはじめ，国道，県道，町道等の緊急輸送道路の整備を促進する。（建設課） 【主な取組】 ◇緊急輸送道路等の整備促進及び関係機関との連携（建設課）</p> <p>④ 道路復旧・復興等の取り組み 電柱や家屋等の倒壊に伴い道路交通が阻害され，避難時の障害になることを防ぐため，倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。（建設課） 【主な取組】 ◇関係機関との連携</p>
<p>1-4 数日に及ぶ大雨又は短時間豪雨による居住地浸水の発生</p>
<p>① 河川改修等の治水対策の推進 大規模洪水による甚大な浸水被害の発生を防ぐため，地元からの要望や必要性，緊急性などを総合的に判断しながら，河川改修や浸水対策の整備促進を図る。（建設課）</p> <p>② 防災情報の提供 豪雨による洪水が発生した場合，浸水により住民等の生命財産に危害が生じる恐れがあるため，防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報をさらに充実させていく必要がある。また，洪水の激甚化に対して，円滑な警戒避難態勢の構築を図るため，菱田川，持留川及び田原川流域周辺住民に周知する等のソフト対策を推進する。（総務課）</p>

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 土砂災害対策の推進

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに体験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携を図り、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。(建設課)

② 治山事業の推進

豪雨や地震の増加によって林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。
(農林振興課)

③ 警戒避難態勢の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

住民に対し、県が指定した土砂災害警戒区域等を明らかにし、当該地域における警戒避難態勢の整備等を行うため、土砂災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、防災行政無線等及び町ホームページ等による広報をさらに充実していく。(総務課)

④ がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。(建設課)

【主な取組】 ◇がけ地近接等危険住宅移転事業の促進

2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料，飲料水，電力及び燃料等，生命に関わる物資，エネルギー供給の停止

① 水道施設の耐震化，応急給水体制の整備

計画的な水道施設の入替え，耐震機能を備えた配水管の導入を図る。(水道課)

② 物資輸送ルート確保

・主要な路線について長期間にわたる通行止め等を回避するため，道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。(建設課)

・既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策を確実に実施する。(総務課)

【主な取組】 ◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施 (建設課)

③ 災害時に備えた道路整備 (掲載 1-3-③)

・災害時の救急搬送及び緊急輸送を円滑に行うため，東九州自動車道をはじめ，国道，県道，町道等の緊急輸送道路の整備を促進する。(建設課)

・家庭や企業等においては，被害想定や冬期間の対応なども想定し，3日分の備蓄が奨励されていることから，自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む。(総務課)

【主な取組】 ◇緊急輸送道路等の整備促進 (建設課)

- ④ 備蓄物資の供給体制等の構築・強化
- ・町内の医療機関の医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定等を締結するなど円滑な供給体制の構築を推進する。(総務課・保健福祉課)
 - ・町の備蓄物資や受援物資の備蓄(一時保管を含む。)場所、搬出入及び適正かつ迅速な配布方法について、町として職員に明示すべき業務実施要領を整備する。(総務課)
- ⑤ 医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備
- 町内の医療機関の医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定等を締結するなど円滑な供給体制の構築を推進する。(総務課・保健福祉課)
- ⑥ 医療用資機材・医薬品等の備蓄
- 大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、曾於医師会立病院が行う備蓄整備を支援する。(保健福祉課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ① 孤立集落対策の推進
- 道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。(建設課)
- 【主な取組】 ◇農道橋や町道橋の点検・診断の促進(耕地課・建設課)
◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施(建設課)
- ② 物資輸送ルートの確保(再掲2-1-②)
- ・主要な路線について長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。(建設課)
 - ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。(総務課)
- 【主な取組】 ◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施。(建設課)
- ③ 防災情報の提供(再掲1-4-②)
- 豪雨による洪水が発生した場合、浸水により住民等の生命財産に危害が生じる恐れがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報をさらに充実させていく必要がある。また、洪水の激甚化に対して、円滑な警戒避難態勢の構築を図るため、菱田川、持留川及び田原川流域周辺住民に周知するためのソフト対策を推進する。(総務課)

2-3 消防等の被災による救助・救急活動勢力の決定的不足

- ① 消防の体制強化
- 大規模災害発災時初期には、消防組織の能力を上回る火災、要救難事案及び救急輸送等の所要が同時に多発的に発生し、消防組織が劣勢になることが想定される。
- 本町は、大隅曾於地区消防組合を他の2市(曾於市・志布志市)と共同運営しているため、本町独自の力で常備消防の体制拡充を図ることは困難であるが、非常備消防である当町消防団員の募集強化、女性消防団員の一層の拡充及び消防力(施設・消防水利)等の強化に努める。(総務課)

② 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制整備
災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、町外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を、町内医療機関と連携して整備する。（総務課・保健福祉課）

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、ライフラインの途絶による医療機能の麻痺

- ① 医療救護活動の体制整備
医療従事者を確保するため、曾於医師会立病院や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。（保健福祉課）
- ② 災害対応マニュアルなどの見直し
- ③ 災害時に備えた道路整備（再掲1-3-③）
災害時の救急搬送及び緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、国道、県道、町道等の緊急輸送道路の整備を促進する。（建設課）
- 【主な取組】 ◇緊急輸送道路等の整備促進及び関係機関との連携

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

感染症の発生・蔓延防止
疫病や感染症が蔓延した時の関係医療機関との連携による体制整備に努める。
また、災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所等における汚水対策等、災害時の防疫対策を推進する。（保健福祉課・住民環境課）

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

- ① 避難所における感染症の流行やエコノミークラス症候群等への対策の推進
避難所生活での感染症流行やトイレ環境の悪化、エコノミークラス症候群やストレス性疾患の多発が起こらないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。（総務課・保健福祉課）
- ② 災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制の整備
発災直後から、メンタルケアなどの保健活動や速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し災害健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。（総務課・保健福祉課）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 町職員及び町施設等の被災による大幅な機能低下
<p>① 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-②） 公共施設等の被災による、避難や救助活動等への障害が発生することを防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。（総務課・管理課・建設課・農林振興課・保健福祉課・社会福祉課・企画調整課） 【主な取組】 ◇公共施設の耐震化 ◇建築物耐震改修促進計画の推進</p> <p>② 電力供給遮断時の電力確保 電力供給遮断時等の非常時に、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電やその他バイオマス発電設備等再生可能エネルギーの導入を推進する。（総務課・住民環境課）</p> <p>③ 業務継続計画（BCP）の作成等 業務継続体制を強化するため、町業務継続計画（BCP）を作成し、実効性の向上を図る。（総務課）</p> <p>④ 庁内LAN及び基幹系ネットワークに係る機器等の重複化 庁内LAN及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害による業務の停止を防止する観点から、機器や通信回線等の重複化や予備機の確保、遠隔地バックアップを実施する。（総務課）</p> <p>⑤ 教育施設の機能維持 学校教育施設の避難所としての機能を維持していくため、修繕が必要な箇所の改修や、旧式男女兼用トイレ及び災害時の外トイレの環境改善の改修等を行う。（管理課）</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能低下
<p>電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を住民に伝達できるよう、情報通信機能の複線化や情報システム、通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。（総務課）</p>
4-2 災害時に活用する情報サービスが機能を停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助及び支援の遅滞
<p>① 情報伝達手段の多様化等 全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線等の既存の情報配信システムのみならず、町ホームページや一斉配信メール、各種SNSやコミュニティFMを利用した情報配信サービスの提供など、さらに充実させていく。（総務課）</p> <p>② 災害発生時の情報発信 災害発生時において、内外の正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、発信経路をシミュレーションの実施を行う。（総務課）</p>

- ③ 住民への災害発生情報提供
 住民への災害発生情報提供にあたり、町と自治公民館の自主防災組織などが連携して災害情報の共有を図る必要がある。また、町内に滞在している観光客、外国人等に対して正確な情報提供を可能な限り速やかに行う。(総務課・企画調整課)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策の推進
 大規模災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業活動等の停滞が想定されるため、道路等の防災、震災対策や洪水・土砂災害、津波・高潮対策等を着実に推進する。(建設課)
- ② 企業における事業継続計画（BCP）策定の支援
 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本町中小企業者の取り組みを促し、推進する。(総務課)

5-2 物流機能等の大幅な低下

- ① 物資輸送ルートの確保（再掲 2-1-②）
 ・主要な路線について長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。(建設課)
 ・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。(総務課)
【主な取組】 ◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施（建設課）
- ② 災害時に備えた道路整備（掲載 1-3-③）
 ・災害時の救急搬送及び緊急輸送を円滑に行うため、東九州自動車道をはじめ、大隅縦貫道、国道、県道、町道等の緊急輸送道路の整備を促進する。(建設課)
 ・家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む。(総務課)
【主な取組】 ◇緊急輸送道路等の整備促進（建設課）

5-3 食料等の安定供給の停滞

- ① 備蓄物資の供給体制等の構築・強化（再掲 2-1-④）
 町の備蓄物資や受援物資の備蓄（一時保管を含む。）場所、搬出入及び適正かつ迅速な配布方法について、町として職員に明示すべき業務実施要領を整備する。(総務課)
- ② 緊急物資の輸送体制の強化
 大規模災害等が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水及び生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。(総務課)

③ 物資輸送ルートの確保（再掲 2-1-②）

- ・ 主要な路線について長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。（建設課）
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。（総務課）

【主な取組】 ◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施（建設課）

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワークの機能停止、石油、LPガス等の供給停滞

① 電力供給遮断時の電力確保（再掲 3-1-①）

電力供給遮断時等の非常時に、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電やその他バイオマス発電設備等再生可能エネルギーの導入を推進する。（総務課・住民環境課）

② 再生可能エネルギー等の導入促進

長期間にわたる電気の供給停止時も、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。（総務課）

③ 危険物取扱施設の安全対策強化

危険物取扱施設において、災害時に大量の危険物資の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定に定めるなど、地震対策の強化を進める。（総務課）

④ 危険物取扱施設等の災害に備えた消防力の整備

危険物取扱施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材整備を進める。（総務課）

6-2 水道、合併処理浄化槽等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化、応急給水体制の整備（再掲 2-1-①）

計画的な水道施設の入れ替え、耐震機能を備えた配水管の導入を図る。（水道課）

② 下水道施設の機能強化

下水道施設の点検・調査により施設全体の状況把握を行い、ストックマネジメント計画・長寿命化計画等による老朽設備の更新に合わせ、機能強化を図る。（水道課）

③ 浄化槽情報共有システムの活用等

浄化槽の使用可否等を把握するために、浄化槽情報共有システムを活用し、GISとの連携を図る。（水道課）

④ し尿処理施設の機能強化

施設の機能診断により施設全体の状況把握を行い、適切な機能保全対策を講じるため、最適設備構想の策定による設備の更新を行う。（住民環境課）

6-3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① 物資輸送ルート確保の確保（再掲 2-1-②）

・主要な路線について長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。（建設課）

・既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。（総務課）

【主な取組】 ◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施（建設課）

② 孤立集落対策の推進（再掲 2-2-①）

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。（建設課）

【主な取組】 ◇農道橋や町道橋の点検・診断の促進（耕地課・建設課）

◇橋梁及び道路ストックの長寿命化に向けた修繕の実施（建設課）

7 制御不能な複合災害や二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 消防体制強化（再掲 2-3-①）

大規模災害発災時初期には、消防組織の能力を上回る火災、要救難事案及び救急輸送等の所要が同時に多発的に発生し、消防組織が劣勢になることが想定される。

本町は、大隅曾於地区消防組合を他の2市（曾於市・志布志市）と共同運営しているため、本町独自の力で常備消防の体制拡充を図ることは困難であるが、非常備消防である本町消防団員の募集強化、女性消防団員の一層の拡充及び消防力（施設・消防水利）等の強化に努める。（総務課）

② 都市公園事業の推進・指導

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進・指導により、災害発生時の避難・救護活動の場となる都市公園や緑地を確保する。（建設課）

7-2 地震による建造物等倒壊による、避難路又は緊急輸送路の閉塞、交通麻痺

沿道建物の耐震化（再掲 1-1-④）

沿道建築物の複合的倒壊による避難や応急対応への障害が発生することを防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進する。（建設課）

【主な取組】 ◇交通施設の耐震化

◇通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

◇建築物耐震改修促進計画の推進

7-3 有害物質の大規模拡散や、湾内への油脂類の流入

① 危険物取扱施設等の災害に備えた消防力の整備（再掲 6-1-④）

危険物取扱施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材整備を進める。（総務課）

② 有害物質の流出対策等の推進

有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。（総務課・住民環境課・保健福祉課）

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興事業の停滞

① 災害廃棄物処理計画の推進

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発生直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。（住民環境課・建設課・保健福祉課・総務課）

② スtockヤードの確保

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのStockヤードを確保する。（住民環境課・総務課・建設課）

8-2 復興を支える人材の不足

高齢化による復興の原動力となるべき人材の確保

① 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成

大規模災害発生後に必要な道路復旧・復興等の停滞を防止するため、人材の確保を行う、また、建設関係技術者等の技能の伝承を促し、次世代の担い手の育成を行う。（建設課・総務課）

② 次世代の産業の担い手確保のための移住プロジェクト

復旧・復興の担い手不足が懸念されるため、新たな担い手の確保・育成の観点から、就労希望者等の移住を促進する。（企画調整課・総務課）

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興事業の停滞

コミュニティ強化の支援

災害が発生した時の住民の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。本町においては自治公民館活動の他、自主防災組織によるハザードマップ作成、地区防災計画策定、防災訓練及び防災教育を通じた地域づくりの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等、各種取り組みを充実を図る。（総務課・企画調整課）

第2節 指標

推進方針で示した本町の主な取り組みの進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

番号	指標名	現状 (R 2)	目標 (R 7)	リスク シナリオ
1	橋梁修繕（判定「Ⅲ」）の進捗率	100%	100%	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 5-4
2	防火水槽（40 t）の整備数	91 箇所	101 箇所	2-3 7-1
3	水道施設の耐震化	18.0%	20.0%	2-1 6-2
4	下水道施設の機能強化	0%	10.0%	6-2
5	予防接種法に基づく予防接種率 （麻しん・風疹ワクチン） A類 ※子どもの定期予防接種 B類 ※65歳以上インフルエンザ、 高齢者肺炎球菌ワクチン	A類 85.5% B類 （インフルエンザ） 57.3% （肺炎球菌） 16.0%	A類 95.0% B類 （インフルエンザ） 70.0% （肺炎球菌） 30.0%	2-5
6	各戸配布用安心・安全資料等の作成	0%	100%	1-4 1-5
7	消防団員の充足率	92.5%	100%	2-3 7-1
8	自主防災組織の設立率	97.2%	100%	1-1～5 2-2 7-1 8-3

第6章 町地域計画の推進

第1節 町の他の計画等の必要な見直し

町地域計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 町地域計画の進捗管理

町地域計画の進捗管理は、PDCAサイクルにより行うものとし、毎年度指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくものとする。

改 定 記 録		
改定年月日	改定理由	改定方法
令和3年2月25日	新規制定	町長決裁

大崎町国土強靱化地域計画

令和3年2月

大崎町役場 総務課

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町假宿 1029 番地

TEL : 099-476-1111

FAX : 099-476-3979

E-mail : somu@town.kagoshima-osaki.lg.jp